

## 第八管区海上保安本部公示第18号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 3月13日

第八管区海上保安本部長

筒井 直樹（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 兵庫県但馬県民局但馬水産事務所
- (2) 住所 兵庫県美方郡香美町香住区境1126-5

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 香住港（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年3月18日から令和6年5月31日まで

### 3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機又は測鉛による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 18 号 関連付図



兵庫県  
香美町

